

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

航空機リース訴訟

Q : 航空機リース事業から生じた赤字を不動産所得から控除できるかどうかで争っていた裁判の判決が出たようですが、どのような内容になったのですか？

A : 納税者の主張を認める旨の判決が下されました。

【解説】

この事案は、航空機リース事業を行う民法上の組合への投資に対する分配を、個人投資家が不動産所得として、減価償却費等を必要経費に計上し所得税の確定申告を行ったのに対して、課税当局がその投資組合は民法上の組合ではなく利益配当契約であり、航空機リースによる所得は雑所得であるとして損益通算を認めなかったことを原因として争われたものですが、名古屋地裁ではこのほど、争点となった組合は①2人以上の当事者がいる、②各当事者が出資することに合意している、③各当事者が共同の事業を営むことに合意しているとする民法上の組合の成立要件を充足しており、これに該当すると判断、そして、航空機リース事業による収益も所得税法上、不動産所得に区分されるのは明らかであるとし、さらには、損益通算を考慮して事業計画を算定することには経済的合理性があるとして、課税当局及びこれを支持した名古屋国税不服審判所の主張をことごとく退けました。

これに対して国側は控訴を検討している模様です。

